議案第107号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。 平成27年6月10日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

(さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部改正)

第1条 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例(平成13年さいたま市条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前	
別表(第2条関係)		別	表(第2	条関係)	<u> </u>	
事務の種類	数料の額			事務の種	重類	手数料の額
1~6 [略]		ĺ	1~6	[略]		
	枚につき 500円					
8 [略]		-	<u>7</u> [略			
9 [略]		ļ	<u>8</u> [略	_		
10 [略]			<u>9</u> [略]		

第2条 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前				
別表(第2条関係)		別	別表(第2条関係)				
事務の種類	手数料の額		事務の種類	手数料の額			
1~5 [略]			1~5 [略]				
6 行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等 に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」とい う。)第2条第7項に規定する 個人番号カードの再交付(個人 番号若しくは住民票コード変更 により返納した場合又は国外転 出により返納した場合の再交付	1枚につき <u>800円</u>		6 住民基本台帳カードの交付、 再交付又は有効期間内交付(追 記領域の余白がなくなった場合 の有効期間内の交付は除く。)	1 枚につき <u>5 0 0 円</u>			
を除く。) 7 番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付(追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。)	[略]		7 行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等 に関する法律(平成25年法律 第27号)第7条第1項に規定 する通知カードの再交付(追記 領域の余白がなくなった場合、 個人番号若しくは住民票コード 変更により返納した場合又は国 外転出により返納した場合の再 交付を除く。)	[略]			
8~10 [略]			8~10 [略]				

附則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定並びに次項 及び附則第3項の規定は平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年12月31日までに申請のあった第2条の規定による改正前のさいた ま市戸籍等関係事務手数料条例別表第6項に規定する住民基本台帳カードの交付、 再交付又は有効期間内交付に係る手数料については、なお従前の例による。 3 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書 便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請のあった事務に係る手数料 についての前項の規定の適用については、郵便物又は同条第3項に規定する信書便 物の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明瞭で ないときは、その郵便物又は同項に規定する信書便物について通常要する送付日数 を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその申請があったも のとみなす。